

[事案 2020-66] 転換契約無効請求

・令和2年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が自分の意向に沿ったものでないことを理由として、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年3月に契約した終身保険を、順次転換等により3件の契約をしたが、以下の理由により、平成6年3月に契約した終身保険に復旧するか、すべての契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

- (1) 2,000万円の保障が必要と考え保険に加入したが、短期間の転換等により何度も保障を下げられて損害を被った。現在、約400万円の保障になっている。
- (2) 転換等により平成24年5月および平成26年6月に契約した内容が、最初の約束の65歳払済の保険になっていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 成立時の保障額2,000万円が現在約400万円の保障になっているのは、申立人の意向にもとづいて減額および払済変更等の手続を行った結果である。
- (2) 平成24年5月および平成26年6月の契約について、申立人と募集人との間で65歳払済の約束が交わされたことはなく、募集人は申立人からそのような要望を聞いたこともない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。